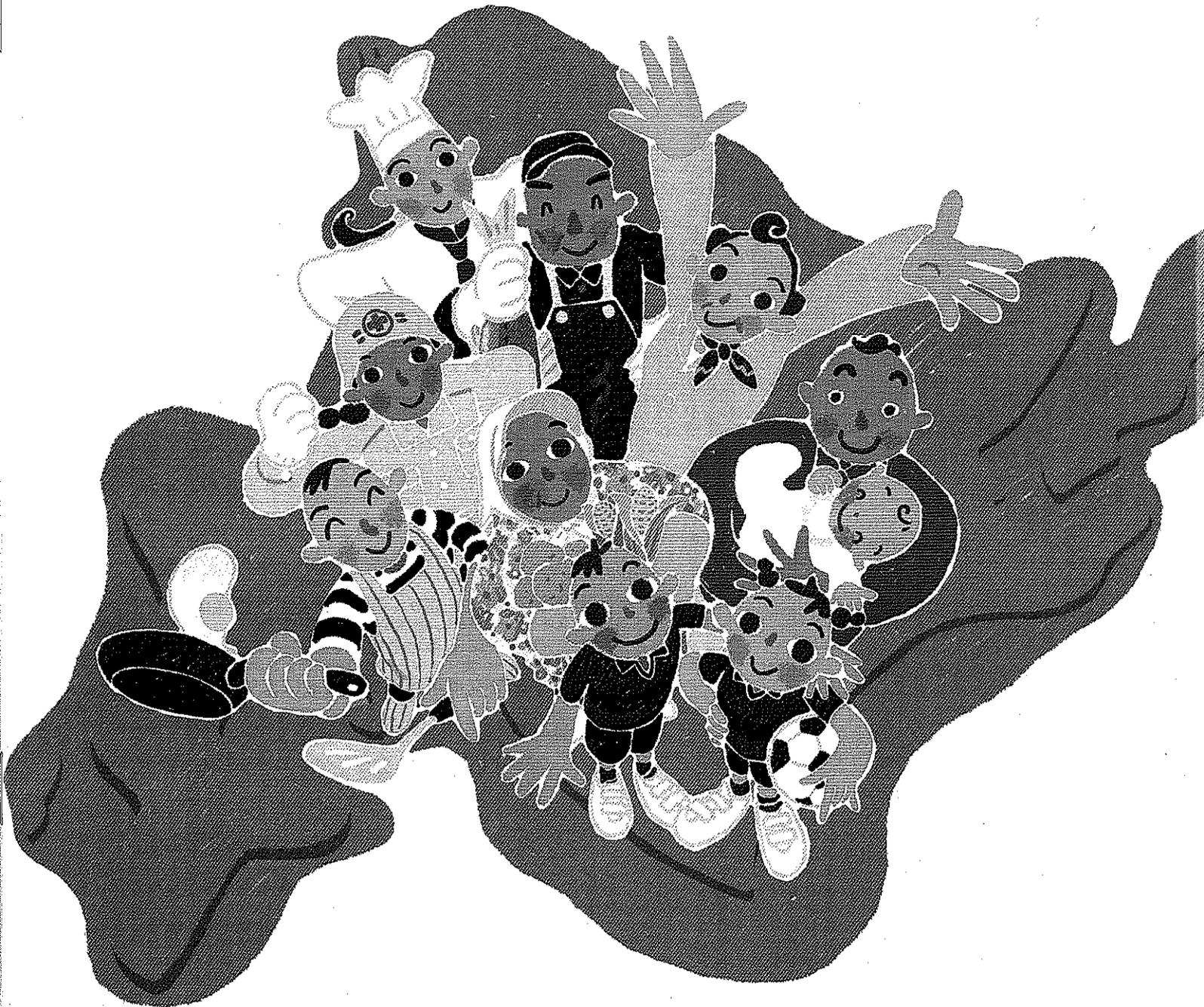
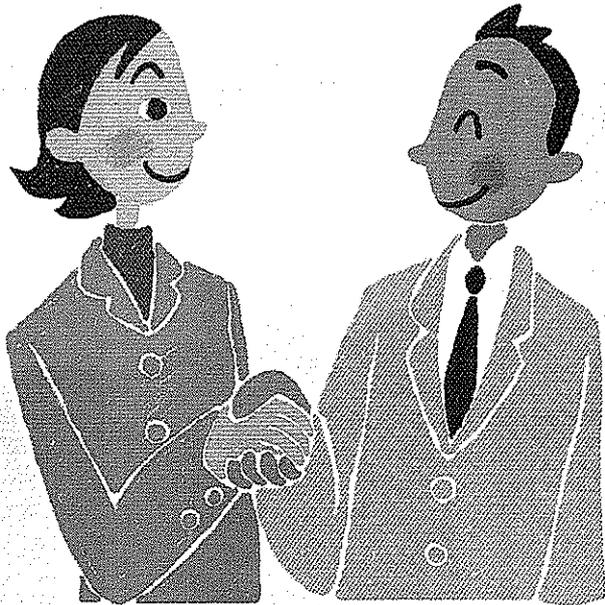


北海道男女平等参画推進条例 のあらまし





目次

I	北海道男女平等参画推進条例の構成	1
II	北海道男女平等参画推進条例の概要	2
1	名称	2
2	目的	2
3	基本理念	3
4	責務	4
5	性別による権利侵害の禁止	5
6	基本計画	6
7	基本的施策	7
8	道民等からの申出	9
9	男女平等参画苦情処理委員	9
10	男女平等参画審議会	10
III	北海道男女平等参画推進条例	11

はじめに

北海道では、「北海道男女共同参画プラン」を平成9(1997)年に策定して、女性も男性もそれぞれの個性と能力を発揮して共に支え合い、責任を担っていく社会の実現に向けて、取り組んでおります。

平成11年6月には、男女共同参画社会基本法が施行され、道としてもより一層の積極的な取組が求められることになりました。

私たちを取り巻く、少子・高齢化、高度情報化の急速な進展などの社会情勢の大きな変化に対応し、豊かで安心できる21世紀の北海道を築いていくためには、女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき「男女平等参画社会」の実現が不可欠です。

そこで、道では、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「北海道男女平等参画推進条例」を制定し、平成13年4月から施行いたしました。

今後は、この条例により北海道の男女平等参画を推進してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

北海道男女平等参画推進条例の構成

基本理念

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行の中立化への配慮
- 政策等の立案及び決定への平等参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際社会の取組の配慮

責 務

道の責務

- 男女平等参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な策定及び実施
- 国、都府県及び市町村との緊密な連携

道民の責務

- 社会のあらゆる分野に、おいて男女平等参画の推進に寄与するとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力

事業者の責務

- 事業活動を行うに当たり、男女平等参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力

性別による権利侵害の禁止

- 性別を理由とするあらゆる差別的な取扱いの禁止
- セクシュアル・ハラスメントの禁止
- 男女平等参画を阻害する暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む）の禁止

基本的施策等

- 道の基本計画の策定
- 道が設置する附属機関等における男女平等参画の推進
- 施策の策定等に当たったの配慮
- 道民等の理解を深めるための措置
- 事業者への協力の依頼
- 調査研究
- 道民の活動等に対する支援
- 推進体制の整備
- 財政上の措置
- 公表
- 道民等からの申出

男女平等参画苦情処理委員（10月～）

- 道民等から、苦情等の申出を受け、申し出たものに対する助言及び道の施策に関する苦情について道の機関に意見

男女平等参画審議会（7月～）

- 男女平等参画の推進に関する重要事項の調査審議等
- ・男女いずれの委員も10分の4以上
- ・委員の公募制（10分の4以内）

男女平等参画社会の実現

男女平等参画社会：男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

北海道男女平等参画推進条例の概要

1 名称

北海道男女平等参画推進条例

●男女共同参画社会基本法(以下「基本法」という。)で規定する「男女共同参画社会」は「男女平等」を当然の前提とした上でめざすべき社会ですが、「男女平等」

でない状態で単に女性が参加するだけであるという誤解を招かないよう、条例の名称に「平等」を明示しています。

「参画」とは、「参加」が単に仲間に加わることを意味しているのに対し、積極的、主体的に政策等の企画や決定に関わり、意見を反映させていくことを意味します。



2 目的

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

●第1条は、男女平等参画社会を実現するという本条例の目的を規定しています。

「積極的改善措置」とは、男女が社会のあらゆる分野における活動に平等に参画できる機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

3 基本理念

(基本理念)

- 第3条 男女平等参画の推進は、男女が共に一人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。
- 2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。
- 3 男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。
- 4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。
- 5 男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女平等参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行わなければならない。

●第3条は、本条例の目的である男女平等参画を推進するための基本理念を定めています。

第1項(男女の人権の尊重)関係

●人権について、性別に起因した問題という観点に着目して、「男女の人権」と規定したのは、この観点からの人権尊重を強調するためです。

●「社会的文化的に形成された性別」とは、生物学的医学的でいう先天的な男女の性別ではなく、後天的につくられた「男らしさ女らしさ」や「男性は仕事、女性は家庭」などの社会的、文化的な性別、性差のことをいいます。

●本項で規定する「男女の人権の尊重」は男女平等参画の推進に当たって、最も基本となる理念であり、第2号から第5号で規定する基本理念の根底をなすものです。

第2項(社会における制度又は慣行の中立化への配慮)関係

●社会制度や慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、女性の社会進出に悪影響を及ぼし、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることから、できる限り中立なものとするように配慮することが必要です。

第3項(政策等の立案及び決定への平等参画)関係

●男女平等参画の推進に当たっては、地方公共団体

のみならず、企業など事業者における方針等の決定過程に、男女が社会の対等な構成員として、平等に参画する機会が確保されることが重要です。

第4項(家庭生活における活動と他の活動の両立)関係

●子の養育や家族介護等の家庭生活における活動の多くが女性が担っている現状を考慮して、男女が共に「家庭における活動」と「職場、学校及び地域その他の社会のあらゆる分野における活動」を両立できることが重要です。

第5項(国際社会の取組の配慮)関係

●これまで第4回世界女性会議等と連動して男女平等参画社会の形成が促進されてきたことから、国際的な取組に配慮することが望まれます。



4 責 務

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、男女平等参画を推進するに当たっては、国、都府県及び市町村との緊密な連携を図らなければならない。

(道民の責務)

第5条 道民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に寄与するとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力する責務を有する。

●第4条から第6条は、道、道民及び事業者の責務について定めています。これらは基本理念を受け、道、道民及び事業者が男女平等参画の推進するに当たっての果たすべき役割について定めたものです。

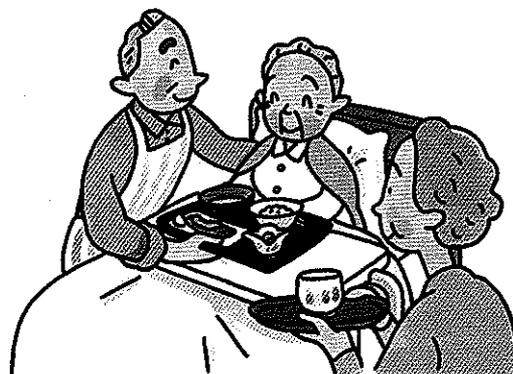
第4条(道の責務)関係

●道が男女平等参画を推進していくために男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む）を総合的に策定し、実施することを責務としたものです。

●道だけでは、男女平等参画を推進していくことはできないので、国、都府県及び市町村と緊密に連携を図ることを責務としています。

第5条(道民の責務)関係

●男女平等参画を推進していくためには、道民の役割が重要であることから、自ら職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参



画の推進に寄与するとともに積極的に取り組むことと道の施策に協力することを道民の責務として明らかにしています。

第6条(事業者の責務)関係

●特に雇用における男女平等参画の推進が重要であり、方針の立案及び決定過程への参画、事業所内保育など家庭生活との両立支援、セクシュアル・ハラスメント問題など事業活動中における組織運営や制度、上下関係に直接又は密接に関わる問題が多く、これらは個人というより事業者という立場の責任で対策をとらなければ解決できないため、あえて道民と区別して「事業者の責務」を規定しています。

●「事業者」は事業を行う法人及び個人を指し、いわゆる雇用形態の事業所ばかりでなく、家族従事形態である農林水産業者等の自営業者を含みます。



5 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画を阻害する暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。)を行ってはならない。

- 第7条は、男女平等参画を阻害する性別による権利侵害の禁止行為を明示しています。
- これらの性別による権利侵害の禁止は、加害者や

被害者が道民であることに関わらず、男性から女性または女性から男性に関わらず、行ってはならない行為であることから、「何人も」としています。



「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における環境を著して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいいます。

「男女平等参画を阻害する暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む)」とは、家庭内の夫・パートナーからの女性に対する暴力などの身体的暴力のほか心理的な危害や苦痛となる行為を含む、男女の人権の尊重に関する暴力的行為のことをいいます。



6 基本計画

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画

第8条 知事は、男女平等参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女平等参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女平等参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 男女の人権の尊重に関する事項
 - 三 男女平等参画の普及啓発に関する事項
 - 四 道が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

●第8条は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を定めることと、それに規定する内容及び策定手続きを定めています。

第1項関係

●本条で規定する「基本計画」は、基本法で規定する「都道府県計画」として、位置付けられることになります。

第2項関係

●「基本計画」には「施策の大綱」を盛り込むこととともに、男女平等参画の推進のために重要な「男女の人権の尊重に関する事項」、「普及啓発に関する事項」、さらに道の審議会等の附属機関の委員等への女性の登用を進めるために「道が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項」及び「その他必要な事項」を定めることとしています。

第3項関係

●基本計画の策定に当たっては、道民の意見を反映することができるよう、今年度からスタートしました「道民意見提出手続（パブリック・コメント）」に関する要綱に基づき、実施することとしています。

第4項関係

●基本計画の策定に当たっては、幅広い視点からの意見や専門的意見を計画に反映させるために審議会の意見を聴くことを規定しています。

第5項関係

●公報登載、情報紙掲載、啓発冊子配布、ホームページ掲載など何らかの方法を講じて、道民に周知することを義務づけています。

第6項関係

●計画の変更についても、策定の手続きと同様のものを義務づけています。



7 基本的施策

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策

(道が設置する附属機関等における男女平等参画の推進)

第9条 道は、その設置する附属機関等の委員等を任命する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 道は、男女平等参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮しなければならない。

(道民等の理解を深めるための措置)

第11条 道は、情報提供、広報活動及びあらゆる教育の機会を通じて、基本理念に関する道民及び事業者（以下「道民等」という。）の理解を深めるよう、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、適切な措置を講じなければならない。

(事業者への協力の依頼)

第12条 知事は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女平等参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(調査研究)

第13条 道は、男女平等参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(道民の活動等に対する支援)

第14条 道は、男女平等参画の推進に関し、道民等が行う活動及び市町村が実施する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第16条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第17条 知事は、毎年、男女平等参画の推進状況及び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施状況について、公表しなければならない。

第9条(道が設置する附属機関等における男女平等参画の推進)関係

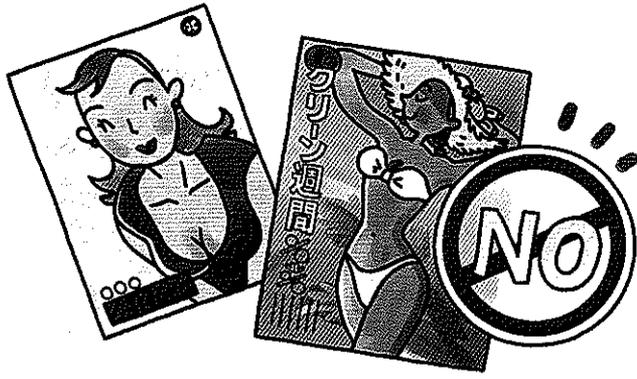
●現在、道では、道が設置する審議会等附属機関における女性登用率の目標値を平成19年度までに30%におくなど、積極的な登用に取り組んでいます。

●「できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする」とは、必ずしも男女の委員数がそれぞれ同数もしくは1名差であることを義務づけるものではなく、それに近い状態にする努力を求めるものです。

第10条(施策の策定等に当たっての配慮)関係

●本条は、道の施策が、社会経済活動全般を対象に

展開され、当該施策に伴って生じる影響も広範多岐にわたるため、直接的に男女平等参画の推進に関する施策ではなくても、結果的に男女平等参画に影響を及ぼすことがあることから、道は施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮する必要があることを規定したものです。



第11条(道民等の理解を深めるための措置)関係

●道は情報提供、広報活動及びあらゆる教育の機会を通じて、基本理念に関する道民及び事業者の理解を深めるよう職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、適切な措置を講じる必要があることから、規定したものです。

第12条(事業者への協力の依頼)関係

●雇用分野における男女平等参画の推進が重要であるため、道が調査などにより雇用分野の男女平等参画の全体的な推進状況を把握する必要があることから、特に条文として明示しています。

●本条により求める「協力」は、道が雇用分野の男女平等参画の全体的な推進状況を把握するために必要な項目について、対象事業者に共通して求めるものであり、特定事業者を対象として個々に求めるものではありません。

第13条(調査研究)関係

●国内外の動向や道の施策の推進状況、道民の意識、様々な分野における男女平等参画の推進状況や男女平等参画を阻害する要因などについて、道が的確に把握し、今後の施策に反映するために、調査して、その結果について分析や研究を行う必要があることから、規定したものです。

第14条(道民の活動等に対する支援)関係

●男女平等参画の推進に当たっては、道だけではなく、道民、事業者あるいは市町村が互いに連携して取組を進めていく必要があることから、道は、道民、事業者又は市町村が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めることを規定したものです。

●「拠点となる施設」には、北海道立女性プラザを位置づけていくこととしています。

第15条(推進体制の整備)関係

●男女平等参画の推進は社会のあらゆる分野にわたることから、道の関係部局及び本庁と支庁が連携協力して進めていく必要があることから、規定したものです。

●「推進体制」には、現在、設置されている「男女平等参画推進本部」や「男女平等参画推進員」のほか、新たに設ける「申出窓口」や「男女平等参画苦情処理委員」も含まれます。

第16条(財政上の措置)関係

●道が、必要な施策を実施するためには、財政上の措置が伴うことから規定したのですが、施策の実施にあたっては当然道財政の状況を勘案しなければならないものと解されます。

第17条(公表)関係

●男女平等参画の推進状況及び施策について、全体的に、正確に把握することが必要であり、さらに、道民、事業者及び市町村の男女平等参画の推進に役立てるために、道が収集した男女平等参画に関する情報や道が行う施策の実施状況について、行政内部のみの判断資料にとどめず、男女平等参画に関する理解と道の施策への協力を求めていくための情報として、積極的に道民、事業者及び市町村に公表する必要があることから、規定したものです。



8 道民等からの申出

第3節 道民等からの申出

第18条 道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

●本条は、男女平等参画の推進を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画の推進に必要と認められるものがあるときは、道が道民等からの申出を受け、適切な措置を講ずることを定めています。

●「男女平等参画を阻害すると認められるもの」とは、第7条(性別による権利侵害の禁止)で禁止しているものなど、男女平等参画の推進を妨げる要因となるものをいいます。

●「男女平等参画に必要と認められるもの」とは、「道の施策に対する要望」、「法や制度の改正の要望」、「女性の登用促進」など男女平等参画の推進を促す要因となるものをいいます。

●申出に適切に対応するために、それぞれの申出に対して適切に対応することができる権限を有する機関を紹介するなど、関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずることとしています。

9 男女平等参画苦情処理委員

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員 (設置)

第19条 知事は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、北海道男女平等参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置くものとする。

- 一 男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。
- 二 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。
- 三 第一号の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること。

●「男女平等参画苦情処理委員」は申出人に適切な助言を行ういわゆる相談機能を持つほか、男女平等参画に係る道の施策について、関係する道の機関に対し、参考となる委員個人の所見を述べることにより、道の機関の自主的な改善を促すという機能を持つ機関です。

●「道の施策」とは、道の機関の業務の執行のうち、広く道民等を対象に様々な分野における男女平等参

画に関する施策のことをいい、個々の道職員の言動、個々の道民等に対して行った許認可、審査、取締、紛争処理又はこれらに類する行為などは含みません。

●本条の苦情処理委員に対する申出は、第18条の知事に対する申出とは独立したものであり、第三者機関として、道民及び事業者から申出を受けるものです。

●苦情処理委員は平成13年10月1日から設置されます。



10 男女平等参画審議会

第4章 北海道男女平等参画審議会

(設置)

第23条 男女平等参画の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

一 知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女いずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第26条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、第五号に掲げる者については、委員の総数の10分の4以内とする。

一 学識経験のある者

二 男女平等参画に関係する団体の役職員

三 事業者を代表する者

四 市町村の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員

五 公募に応じた者

2 知事は、委員の任命に当たっては、特定の地域に偏らないように配慮するものとする。

●北海道男女平等参画審議会は、幅広い視点からの意見や専門的意見を道の施策により反映させることができるようにするために、知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議し、知事に答申すること、「基本計画」の策定又は変更に当たって意見を述べること、必要と認める場合には、自ら男女平等参画の推進に関し必要と認める事項について、知事に建議することができる権限を持っています。

●審議会等の委員への女性の登用を推進するために、「男女いずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満であってはならない」との規定を明示しています。

●各号に規定する分野から特定の地域に偏らないように配慮して、委員を選ぶことを規定しています。

●委員の一部に公募制を採用しています。

●審議会は平成13年7月1日から設置されます。



北海道男女平等参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画（第8条）

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策（第9条—第17条）

第3節 道民等からの申出（第18条）

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員（第19条—第22条）

第4章 北海道男女平等参画審議会（第23条—第31条）

附則

（前文）

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と運動して、法制度を整備することにより進められてきた。

しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、表面上は異なる扱いをしていないが結果として一方の性に差別的な効果をもたらすいわゆる間接差別を含めた男女の差別的な取扱い及び社会慣習の上での性別による役割分担意識の問題が社会のあらゆる分野において依然として存在している。

こうした男女平等が完全に実現しているとはいえない状況において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、緊要な課題である。

このため、私たちは、男女共同参画社会基本法が男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けていることを踏まえながら、都市と広大な農山漁村地域が混在する北海道の地域性に配慮しつつ、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画の推進を図っていくことが必要である。

このような考え方に立って、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女平等参画の推進は、男女が共に一人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。

3 男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

5 男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女平等参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行わなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、男女平等参画を推進するに当たっては、国、都府県及び市町村との緊密な連携を図らなければならない。

(道民の責務)

第5条 道民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に寄与するとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力する責務を有する。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画を阻害する暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）を行ってはならない。

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画

第8条 知事は、男女平等参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女平等参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女平等参画の推進に関する施策の大綱

二 男女の人権の尊重に関する事項

三 男女平等参画の普及啓発に関する事項

四 道が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策

(道が設置する附属機関等における男女平等参画の推進)

第9条 道は、その設置する附属機関等の委員等を任命する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 道は、男女平等参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮しなければならない。

(道民等の理解を深めるための措置)

第11条 道は、情報提供、広報活動及びあらゆる教育の機会を通じて、基本理念に関する道民及び事業者（以下「道民等」という。）の理解を深めるよう、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、適切な措置を講じなければならない。

(事業者への協力の依頼)

第12条 知事は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女平等参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(調査研究)

第13条 道は、男女平等参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(道民の活動等に対する支援)

第14条 道は、男女平等参画の推進に関し、道民等が行う活動及び市町村が実施する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第16条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第17条 知事は、毎年、男女平等参画の推進状況及び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施状況について、公表しなければならない。

第3節 道民等からの申出

第18条 道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員

(設置)

第19条 知事は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、北海道男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置くものとする。

- 一 男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。
- 二 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。
- 三 第一号の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること。

(苦情等の申出)

第20条 道民等は、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情処理委員に申し出ることができる。

(助言等)

第21条 苦情処理委員は、前条の規定による申出があったときは、申し出たものに対し、助言を行うことができる。

2 苦情処理委員は、前項の申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情であるときは、関係する道の機関に対し、意見を述べることができる。

(知事への委任)

第22条 この章に定めるもののほか、苦情処理委員の事務に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 北海道男女平等参画審議会

(設置)

第23条 男女平等参画の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女いずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第26条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、第五号に掲げる者については、委員の総数の10分の4以内とする。

- 一 学識経験のある者
 - 二 男女平等参画に関係する団体の役職員
 - 三 事業者を代表する者
 - 四 市町村の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員
 - 五 公募に応じた者
- 2 知事は、委員の任命に当たっては、特定の地域に偏らないように配慮するものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(特別委員)

第29条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、知事が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門部会)

第30条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

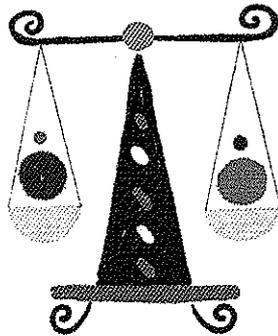
- 2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は平成13年7月1日から、第3章の規定は同年10月1日から施行する。



平成13年6月

北海道環境生活部男女平等参画推進室

〒060-8588 北海道中央区北3条西6丁目

TEL:011-231-4111(内線24-564)

FAX:011-232-3640

E-mail:danjo.chosei@pref.hokkaido.jp